

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和5年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	豊橋市	職員数* (H19. 4. 1現在)	103人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	74円 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	9,188
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	15
不良債務 (百万円)	—	財政力指数*	1.00 (H18)
資金不足比率 (%)	—	実質公債費比率* (%)	11.2 (H18)
		経常収支比率* (%)	85.0 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊橋市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道局長 前川文男
既存計画との関係	豊橋市経営改革プラン、豊橋市上下水道事業中期経営計画（ともに平成17年度～22年度）
公表の方法等	ホームページ等
基本方針	(1)業務執行体制の見直し、定員管理について継続的な取り組みを行う。 (2)民間的経営手法の導入を検討するとともに、職員再任用などによる既存の人的資源の有効活用も検討する。 (3)公共工事のコスト縮減に取り組んでいくとともに、公的資金の繰上償還による支払利息の低減なども検討する。 (4)水道料金収入の増を図るため、「安全で安心、安くておいしい水道水」のPRに努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			291	291

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	489,414	567,239	669,353	1,726,006
合 計 (A)		489,414	567,239	669,353	1,726,006
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		489,414	567,239	669,353	1,726,006

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	224,364	251,333	290,203	765,900
合 計 (A)		224,364	251,333	290,203	765,900
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		224,364	251,333	290,203	765,900

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の水道は、昭和5年に通水を開始して以来、8次にわたる拡張事業を経て平成16年度からは維持管理の時代へ移行し、平成18年度末の普及率は99.31%となっている。</p> <p>事業経営の状況は、節水型社会の定着等により水需要は減少傾向にあり、料金収入の伸びはあまり期待できない状況である。一方、昭和30年代から40年代に整備・拡張した水道施設の更新時期を迎えるとともに、鉛給水管取替事業、施設の耐震化など地震・災害対策に係る施設の改築等も急務となっており、これら収入の増に直接結びつかない経費が増加していくものと思われる。</p> <p>また、財政収支の状況は、平成13年度以降、鉛給水管取替事業等の影響もあり単年度純損失が続いたが、平成18年度で鉛給水管取替事業が完了したことにより、平成19年度以降はほぼ収支均衡のとれた状況で推移していくものと思われる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 現行水道料金体系の維持</p> <p>現行の水道料金は、昭和59年に改定したもので、中核市35市中9番目に安価な水道料金となっているが（平成18年度末現在、口径20mm、月20㎡使用の場合の比較）、今後も水道利用者の負担増につながる料金改定はできるだけ先延ばしする中で、健全かつ長期的に安定した経営に努める必要がある。</p>
	<p>課題 ② サービス供給コストの節減合理化</p> <p>継続的な事務事業の見直しのもと、更なる経営の効率化のため人件費や物件費等の削減を図り、供給コストの節減が必要である。</p>
	<p>課題 ③ 定員管理及び給与の適正合理化</p> <p>これまでも業務の見直し、組織の統廃合、施設の維持管理業務の委託化、再任用化などの取り組みにより適正な定員管理を行ってきた。今後も適正な定員管理等が必要である。</p>
	<p>課題 ④ 民間的経営手法等の導入</p> <p>合理化が進む一方でリスク管理や職員の技能継承について課題があることから、民間的経営手法の導入等に当たっては十分な比較検討が必要である。</p>
	<p>課題 ⑤ 資産の有効活用</p> <p>水道施設の休廃止に伴う未利用地は、これまでも売却及び貸付を随時行ってきた。今後も継続して売却等により適正かつ効果的な資産状態にする必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	95.0	94.4	96.4	95.7	93.8	99.3	100.0	98.6	99.3	98.6	
総収支比率(法適用) (%)	95.8	96.9	97.8	96.5	95.2	100.7	100.3	99.5	100.2	99.6	
経常収支比率(法適用) (%)	95.8	95.5	97.8	96.5	95.2	100.7	100.3	99.5	100.2	99.6	
営業収支比率(法適用) (%)	104.7	103.6	105.6	103.3	100.5	106.3	105.0	104.0	104.4	103.1	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.1	0.4	
	うち基準内繰入金 (%)	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.1	0.4	
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	5.2	7.8	9.1	7.6	9.9	7.3	6.3	6.3	6.2	4.3
	うち基準内繰入金 (%)	2.7	2.6	3.2	2.3	3.5	4.5	3.9	3.9	4.3	
	うち基準外繰入金 (%)	2.6	5.2	5.9	5.3	6.5	2.7	2.4	2.4	2.3	
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>事業期間中の料金改定予定なし。</p> <p>料金収入については、平成19年度の給水栓数を922,000栓、平成20から22年度までは前年+2,000栓、平成23年度以降は前年+1,600栓の増加として各水量区分別の年間有収水量を推計し、基本料金単価及び水量料金単価をそれぞれ乗じて算出。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準内繰入金は、収益的収支分としては消火栓の管理及び児童手当に要する経費を負担金計上。基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費は該当年度に負担金計上。資本的収支分としては消火栓の設置に要する経費を負担金計上。</p> <p>基準外繰入金は、「水道施設整備事業」と「第5期配水管整備事業」に伴う一般会計からの出資金を計上。但し、平成19年度以降は減額の見直しあり。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成16年度から維持管理の時代へ移行しており、事業期間中の大規模投資の計画なし。建設改良事業としては平成16年度から22年度の7か年を計画期間とする「水道施設整備事業」及び「第5期配水管整備事業」をそれぞれ単年度4.2億円、8.1億円の平準化した事業費で計画的に実施。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与費については、平成19年度はH18.10.1現在の現員現給を反映させ、平成20年度以降の伸びは0.0%とした。但し、退職給与金は各年度高齢退職予定者の金額に自然退職分を考慮して計上。</p> <p>物件費等の経費については、各年度の物価上昇率を1.0%として積算。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>II③については、業務の見直し、組織の統廃合、施設の維持管理業務の委託化、職員の再任用化など継続的な取り組みにより適正な定員管理を行ってきた。この結果、平成19年度の水道事業会計支弁職員は103人で5年前の116人に比べ11%の減少となった。平成19年度の職員数は「豊橋市経営改革プラン」の目標数値どおりであるが、今後もその数値を上回るよう継続的な取り組みを実施していく。</p> <p>II③については、年功的な要素の強い給与体系を是正するため、職務や職責に応じた級区分に変更するとともに、昇給間差額の見直し、高齢職員の給与水準の抑制を図るため、給料表を抜本的に見直した。今後も、各種手当のさらなる適正化を図り、市民の理解と支持が得られる給与制度等への転換を図りながら、健全な財政運営の確保に向け、計画的に総人件費の抑制に取り組んでいく。地域手当については、制度完成時までに国の基準に準拠するよう、平成20年3月議会での条例改正をすべく職員団体に申入れを行っており、現在協議中である。</p> <p>II③については、平成12年度に一般行政職給料表と分離し、平均昇給間差額(▲5,200円)、退職時到達給料(▲約49,000円)の引下げとなる技能労務職給料表を新設した。平成18年度には国家公務員の給料表構造の見直しに準じ、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料構造への転換を図った。各種手当についても、平成18年度に年末年始勤務手当の廃止等、特殊勤務手当の総合的な見直しを行うなど、社会情勢の変化等を踏まえた検証を随時行い、必要な改正を実施している。これら給与水準の適正化により、今後においても継続して大きな見直し効果が見込まれる。平成19年度中においては、(1)地域における民間給与や中核市・県内市とのバランスを考慮した給与構造の構築、(2)必要な職種・人員の検証による適正化計画の策定、(3)中高齢職員の給与水準の抑制、(4)分かりやすい給与水準の公表、といった項目を踏まえた取組方針を策定・公表する予定である。</p> <p>II③については、昇給停止年齢を引き下げるとともに、退職時特別昇給を廃止した。</p> <p>II③については、直営保養所の廃止や、健康保険料率の改定など福利厚生制度の見直しを行った。今後も、職員互助会事業などについて、社会情勢との適合性、民間企業や他の自治体との均衡を考慮し、市民の理解が得られるように抜本的な見直しを行っていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>II②については、水道局と下水道局の統合による共通経費の削減、浄水場の維持管理体制や給水装置検査方法の見直し等により経営の効率化を図った。今後は、公共工事のコスト縮減に取り組んでいくとともに、公的資金の繰上償還による支払利息の低減などを検討していく。</p> <p>II④については、従来より効率化の観点から浄水場の運転保守業務の民間委託化・嘱託化等を進めてきた。当面は再任用制度の活用を図ることとするが、今後、さらなる民間委託や指定管理者制度なども含めて広い視点から民間的経営手法の導入に向けて検討していく。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>財政収支の状況は、平成13年度以降単年度純損失が生じているが、平成18年度中に鉛給水管取替事業が終了したこともあり、平成19年度以降は比較的安定した経営が続くものと予測される。Ⅱ①については、今後の水道料金は県営水道の料金値上げに影響を受けることにもなるが、当面は現行の料金体系を維持していく。</p> <p>水道料金の収納率は類似都市と比較して高い水準を確保しているが、今後とも、滞納予防対策、滞納整理、口座振替の推進等に努めるとともに、水道水が「安全で安心かつ安価でおいしい水」であることを広くお客様に理解していただくため積極的にPRし、飲料水としての水道水の利用促進を目指す。</p> <p>Ⅱ⑤については、従来から未利用地の売却及び貸付を実施してきたところであるが、今後も資産の効率的運用の観点から継続的に売却等を進めていく。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>「豊橋市経営改革プラン」及び「豊橋市上下水道事業中期経営計画」の取組状況を定期的に報告するとともに、職員の給与実態、定員管理、予算・決算に係る財務状況等について広報誌、ホームページなどで公開している。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>事務事業の見直しや委託化など「量の削減」を重視した改革から「サービスの質的向上」を目指した改革を進めるために行政評価を導入し、「事務事業評価」・「政策・施策評価」の一体的推進により、市民満足度の向上を目指した行財政システム改革に取り組んでいる。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の徹底した見直し、退職者の不補充、再任用職員の効果的な活用などにより総人件費の抑制を図る。 目標：正規職員数 平成17年4月1日 108人 ⇒ 平成23年4月1日 103人 5人削減 (▲4.6%)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・県営水道の承認基本給水量を見直し受水費の抑制を図る。 平成17年度 93,400m³/日 ⇒ 平成19年度 91,000m³/日
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計からの基準外繰入金である出資金の抑制を図る。 平成17年度 60,000千円 ⇒ 平成19年度 20,000千円
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
4	資産の有効活用		90					8						
	改善額(収入増額)		90				90	8					8	
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	899	868	821	774	741		741	741	741	741	741	741	
	改善額	42	73	120	167	200	602	0	0	0	0	0	0	
	給与水準	601	580	547	511	493		493	493	493	493	493	493	
	改善額	18	39	72	108	126	363	0	0	0	0	0	0	
	その他(各種手当)	298	288	274	263	248		248	248	248	248	248	248	
	改善額	24	34	48	59	74	239	0	0	0	0	0	0	
	職員給与費(退職手当)	242	210	170	131	172		199	223	233	192	232		
1	職員数(人)	116	114	111	108	103		103	103	103	103	103	103	
	増減数(人)	-1	-2	-3	-3	-5	-14	0	0	0	0	0	0	
2	維持管理費等	570	560	578	653	748		352	356	360	364	368		
	改善額(適正化)	-3	7	-11	-86	-181	-274	0	0	0	0	0	0	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	10,806	10,592	10,138	9,649	9,188		8,355	8,052	7,742	7,458	7,202		
	増減	-174	-214	-454	-489	-461		-833	-303	-310	-284	-256		
							計画前5年間改善額 合計	418					改善額 合計	8
													(参考) 補償金免除額	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	370	373	375	377	379	380	381	382	383	384
年間総有収水量(千m ³)	40,450	40,377	40,723	40,597	40,725	40,900	40,900	40,900	41,000	41,100
公称施設能力(m ³ /日)	155,300	155,300	150,070	146,400	146,400	144,000	144,000	144,000	145,000	146,000
1日最大配水量(m ³ /日)	141,152	137,875	138,551	132,992	136,878	144,000	144,000	144,000	145,000	146,000
最大稼働率(%)	90.9	88.8	92.3	90.8	93.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
供給単価(円/m ³)	134	134	134	135	135	135	136	136	137	137
給水原価(円/m ³)	142	143	139	142	144	136	137	138	138	140

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。